

氷見市ふれあいスポーツセンター指定管理者募集要項

氷見市ふれあいスポーツセンターの指定管理者（施設を管理運営する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

氷見市ふれあいスポーツセンター

(2) 所在地

氷見市鞍川43番地1

(3) 施設の沿革、役割等

平成11年4月竣工

スポーツの普及振興と市民の健康及び体力の保持増進に寄与するための施設です。

また、総合型地域スポーツクラブ「ふれんず」の拠点として活用中です。

(4) 施設概要（規模、構造等）

敷地面積25,350㎡ 建築面積10,561㎡ 延床面積12,187㎡

ア メインアリーナ44m×54m=2,376㎡

附属設備；観客席（固定席；1,350席、可動席；1,000席）、更衣室、
大会本部室、主催者室、審判室、放送室、控室4

イ サブアリーナ44m×26m=1,144㎡

附属設備；大会本部室、審判室、放送室、幼児体育室

ウ 柔道場29m×16.76m=486㎡

柔道場2面（240畳）

附属設備；師範室、観客席（130席）、更衣室

エ 剣道場29m×16.76m=486㎡

剣道場2面（11m×11m）

附属設備；師範室、観客席（130席）、更衣室

オ 弓道場

近的 28m 10人立ち

遠的 60m 3人立ち

附属設備；審判室、巻藁室、弓具室

カ その他

第1、2、3会議室、研修室、風呂、防災サブ本部、備蓄倉庫

キ ふれあいの広場

エントランスホール、リラクゼーションロビー、スポーツアトリウム、空の広場

(5) 運営に係る事項

令和6年度利用者数 170,126人

個人利用（1,725人）、メインアリーナ（53,946人）、サブアリー

ナ（１４，８３８人）、柔道場（５，１１７人）、剣道場（５，３２３人）、弓道場（５，５３９人）、会議室（９，５０１人）、研修室（４，０５６人）
観衆その他（６４，０９０人）

2 指定管理者が行う管理の基準

（１）利用時間

センターの利用時間は、午前９時から午後９時３０分までとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができます。

（２）休館日

ア センターの休館日は、次に掲げるとおりとします。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

（ア）火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）

（イ）休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、これらの日後の最初の日曜日、土曜日又は休日でない日）

（ウ）１月１日から同月３日まで及び１２月２８日から同月３１日までの日

イ 不可抗力が伴う場合に、教育委員会から休館日を指示することがあります。

（３）関係法令及び条例・規則の規定を遵守すること。

（４）施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

（５）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取扱うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

（１）センターの利用の承認に関する業務

（２）センターの利用料金の徴収に関する業務

（３）センターの維持管理に関する業務

（４）前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

※業務内容の詳細については、別記１「管理業務仕様書」によるものとする。

4 利用料金

（１）利用料金は指定管理者の収入とします。

（２）料金表 別表のとおり

※ 施設の利用料金については令和８年４月から変更となる場合がありますが、様式第３号の収支予算書については、現行の利用料金（単価）に基づき作成してください。

5 指定（予定）期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５年間）とします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときなどには、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることが必要です。（※個人での応募はできません。）

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- （２）氷見市から指名停止措置を受けていないこと。
- （３）氷見市税を滞納していないこと。
- （４）会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- （５）公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除設置の該当事項に該当しないこと。
- （６）氷見市内に事務所を有するもの

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を教育委員会に提出していただきます。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- （１）指定管理者指定申請書【様式第１号】
- （２）氷見市ふれあいスポーツセンター指定管理者事業計画書【様式第２号】
- （３）氷見市ふれあいスポーツセンター管理業務収支予算書【様式第３号】
- （４）代表者等名簿【様式第４号】
- （５）定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- （６）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- （７）申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- （８）申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- （９）氷見市税の納税証明書
- （１０）その他教育委員会が必要と認める書類

8 事業規模

氷見市ふれあいスポーツセンターの管理運営に係る経費については、以下の金額を目安とし、事業成果が見込める場合等には事業規模の拡大を認めますので、それを踏まえて申請の際の事業計画、収支予算書を策定してください。

なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年３％を基準として見積もってください。

（参考金額） ７ ９， ９ ３ ５ 千円（令和 6 年度決算額）

指定管理料	6 0， 6 7 7 千円
利用料金収入	1 8， 2 0 0 千円

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月18日(木)～令和7年10月6日(月)まで
- (2) 受付方法 質問票【様式第5号】に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 氷見市教育委員会事務局スポーツ振興課
〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
電 話 0766-74-8446
FAX 0766-74-5520
- (2) 提出期間 令和7年9月18日(木)～令和7年10月20日(月)まで(土・日曜日、休日は除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

11 選定方法

次に掲げる要件を満たすものから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。

- (1) 市民の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該指定管理の指定の申請をした法人その他の団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、不適当と認められるもの

1 4 選定の時期

令和 7 年 1 1 月中の選定を予定しております。

1 5 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

1 6 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は、氷見市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定に当たっては、教育委員会と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は各会計年度の予算額の範囲内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 指定管理料のうち修繕料分については、毎年度実績に応じて精算することとします。

1 7 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（当該書類は、指定管理者の選考及び指定に関する事務に使用します。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

1 8 様式

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第 1 号】
- (2) 氷見市ふれあいスポーツセンター指定管理者事業計画書【様式第 2 号】
- (3) 氷見市ふれあいスポーツセンター管理業務収支予算書【様式第 3 号】
- (4) 代表者等名簿【様式第 4 号】
- (5) 質問書【様式第 5 号】

<問い合わせ先>

氷見市教育委員会事務局スポーツ振興課	電 話	0 7 6 6 - 7 4 - 8 4 4 6
	F A X	0 7 6 6 - 7 4 - 5 5 2 0
	E-mail	sport@city.himi.lg.jp

(1) メインアリーナ等の利用料金

区分				利用時間区分による金額(円)						超過時間 1 時間の金額(円)	
				9 時から 21 時 30 分まで	9 時から 17 時まで	9 時から 12 時まで	13 時から 21 時 30 分まで	13 時から 17 時まで	18 時から 21 時 30 分まで		
メインアーナー	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	66,000	44,000	18,850	47,140	25,140	22,000	6,910	
			無料	22,000	14,660	6,280	15,710	8,380	7,330	2,300	
		練習	全面	17,600	11,730	5,020	12,570	6,700	5,860	1,840	
			2 分の 1 面	8,800	5,860	2,510	6,280	3,350	2,930	920	
			3 分の 1 面	5,860	3,900	1,670	4,190	2,230	1,950	610	
	アマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合	大会	有料	440,000	293,330	125,710	314,280	167,610	146,660	46,090	
			無料	66,000	44,000	18,850	47,140	25,140	22,000	6,910	
	スポーツ以外に利用する場合	練習			66,000	44,000	18,850	47,140	25,140	22,000	6,910
		営利を目的としない場合	有料	66,000	44,000	18,850	47,140	25,140	22,000	6,910	
			無料	22,000	14,660	6,280	15,710	8,380	7,330	2,300	
	営利を目的とする場合				440,000	293,330	125,710	314,280	167,610	146,660	46,090
サブアーナー	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	36,820	24,550	10,510	26,300	14,030	12,260	3,850	
			無料	12,260	8,180	3,500	8,750	4,670	4,080	1,280	
		練習	全面	9,800	6,530	2,800	6,990	3,720	3,260	1,020	
			2 分の 1 面	4,900	3,260	1,400	3,490	1,860	1,630	510	
			3 分の 1 面	3,260	2,170	930	2,330	1,240	1,080	340	
	アマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合	大会	有料	245,350	163,630	70,190	175,160	93,440	81,710	25,710	
			無料	36,820	24,550	10,510	26,300	14,030	12,260	3,850	
	練習				36,820	24,550	10,510	26,300	14,030	12,260	3,850

	スポーツ 以外に利 用する場 合	営利を目 的としな い場合	有料	36,820	24,550	10,510	26,300	14,030	12,260	3,850
			無料	12,260	8,180	3,500	8,750	4,670	4,080	1,280
		営利を目的とする 場合		245,350	163,630	70,190	175,160	93,440	81,710	25,710
柔道 場・ 剣道 場・ 弓道 場	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	大会	有料	20,680	13,760	5,900	14,770	7,850	6,910	2,160
			無料	6,890	4,580	1,960	4,920	2,610	2,300	720
		練習	全面	5,510	3,660	1,570	3,930	2,090	1,840	570
			2 分の 1 面	2,750	1,830	780	1,960	1,040	920	290
	アマチュ アスポー ツ以外の スポーツ に利用す る場合	大会	有料	137,860	91,770	39,390	98,470	52,380	46,090	14,440
			無料	20,680	13,760	5,900	14,770	7,850	6,910	2,160
		練習		20,680	13,760	5,900	14,770	7,850	6,910	2,160
	スポーツ 以外に利 用する場 合	営利を目 的としな い場合	有料	20,680	13,760	5,900	14,770	7,850	6,910	2,160
			無料	6,890	4,580	1,960	4,920	2,610	2,300	720
		営利を目的とする 場合		137,860	91,770	39,390	98,470	52,380	46,090	14,440

備考

- 1 「有料」とは、大会、試合等において入場料を徴収する場合をいい、「無料」とは、入場料を徴収しない場合をいう。
- 2 「超過時間」とは、利用時間区分以外の時間のうち、指定管理者の承認を受けた時間をいう。
- 3 超過時間 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

(2) 会議室等の利用料金

区分	単位	金額(円)
第 1 会議室	2 時間	1,660
第 2 会議室	2 時間	1,660
第 3 会議室	2 時間	2,500
研修室	2 時間	1,880

備考

- 1 利用の単位の時間を超えて利用する場合の当該超過利用時間に係る利用料金は、1 時間につき、当該施設の利用料金の 2 分の 1 に相当する額(当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 2 前項の超過利用時間 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

2 個人利用料金

区分		単位	金額(円)
普通利用料金	一般	2 時間	200
	小学校の児童及び中学校の生徒		100
回数券利用料金		200 円券 11 枚つづり	2,000
		100 円券 11 枚つづり	1,000

備考

1 個人で利用することができる施設は、メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場及び弓道場とする。

2 小学校就学の始期に達するまでの児童に係る利用料金は、無料とする。

3 附属設備の利用料金

実費を勘案して市長が定める額

3 付属設備の利用料金の額

区分			単位	金額(円)
メインアリーナ	照明設備	2,000 ルクス	1 時間	1,200
		1,000 ルクス		600
	冷暖房設備		1 時間	7,330
	得点表示装置		1 組 1 回	1,040
	簡易得点表示装置		1 組 1 回	520
	拡声装置		1 式 1 回	2,090
	組立式ステージ		1 式 1 回	10,470
サブアリーナ	照明設備	1,000 ルクス	1 時間	300
	冷暖房設備		1 時間	3,140
	簡易得点表示装置		1 組 1 回	520
	拡声装置		1 式 1 回	1,040
	組立式ステージ		1 式 1 回	10,470
柔道場・剣道場	冷暖房設備		1 時間	2,090
浴室			2 時間	6,500

備考

- 1 照明設備及び冷暖房設備の利用料金は、当該施設を専用利用した場合に限り徴収する。
- 2 特別の設備を持ち込んで電気又は水を使用した場合には、その実費相当額を徴収する。
- 3 利用時間に単位未満の端数があるとき又は利用時間が単位に満たないときは、当該単位まで切り上げて計算する。